

鹿 児 島 県 公 報

平成19年 8 月31日（金）第2321号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

印 刷 出 納 局 管 理 調 達 課

定 価 送 料 共 1 箇 月 2,650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

監 査 委 員 公 表

○住民監査請求に係る監査結果の公表

（監査委員事務局取扱い） 1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、平成19年7月3日付けをもって、下記請求人から提出された「鹿児島県職員措置請求書」について、監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 8 月31日

鹿児島県監査委員	西山芳久
同	本渡 克
同	宇田隆光
同	上村勝行

（請求人）

熊毛郡屋久町麦生779番地1 仙田辰次

（平成19年7月3日収受）

第1 監査の請求

1 請求の受理

本請求は、上記の請求書収受日をもって受理した。

2 請求の内容

次の措置請求書のとおり。（個人名を除いて原文のまま。）

ただし、別紙事実証明資料は省略。）

鹿児島県職員措置請求書

鹿児島県警察本部長ほか1名に関する措置請求の要旨

《請求の趣旨》

鹿児島県知事は、県警本部長、元署長の両名が連帯して平成19年3月23日付で元署長に支給された退職手当相当額の金員を鹿児島県に支払うよう、元署長に対して請求し、県警本部長に対して命ぜよ。

との勧告を求める。

《請求の原因》

第1 事実

1 関係人

（1）請求者は、別紙請求者目録記載の肩書地に住所を有する鹿児島県の住民であり、地方自治法（以下、「自治法」という。）第242条第1項にいう「普通地方公共団体の住民」に該当する。よって請求者は本件請求の請求者たる適格性を有する。

（2）県警本部長は、後記の本件支給当時、鹿児島県警察本部長の職にあった者である。

（3）元署長は、平成19年2月26日まで同県地方警察職員であつ

た者で、後記の志布志事件の際、志布志警察署長の職にあり、同事件の捜査の指揮に当たった者である。

2 いわゆる志布志事件

（1）現在、本県の県議会議員を務めるAほか11名を被告人とする、いわゆる志布志事件（鹿児島地方裁判所平成15年（わ）第217号公職選挙法違反被告事件、以下単に「志布志事件」という。）は平成19年2月23日、判決言渡期日を迎え、B裁判官を裁判長とする鹿児島地方裁判所刑事部の合議体は、被告人全員につき、犯罪の証明がないとして無罪を言渡した。

（2）鹿児島地方検察庁は、控訴審で判決が覆る見込みがないとして同事件の控訴を断念、平成19年3月8日、上記の判決が確定した。

（3）志布志事件については、判決の以前から、弁護士や報道機関の調査等によって、全く事実無根の捏造による冤罪事件の可能性が指摘されていた。

（4）公判に提出された証拠は自白調書のみであり、自白を補強する当然存在するはずの他の証拠が存在しない。買取会合に出されたとされる料理の注文先が、近隣町村まで範囲を広げた捜査によっても特定できなかった点、総額300万円以上（起訴対象となった分だけでも191万円）とされる買取資金の出所が解明できなかった点などはその顕著な例である。そればかりでなく、自白の内容である4回の会合中、2回には、買取会合を主催したとされる本人のA議員にアリバイが成立するなど、捜査の杜撰と強引さを示す事実が夥しく暴露されている。

3 「踏字事件」の告訴

前記の志布志事件とは別に、A議員派の買取容疑事件の被疑者として志布志警察署の取調べを受け、その後不起訴となったC氏は、取調の過程で担当したD警部補から肉体的・精神的虐待を受けたとして、平成19年1月24日、同警部補を特別公務員暴行凌虐罪で鹿児島地方検察庁に告訴し、同告訴は即日受理された。

なお、この件については鹿児島県を被告とした損害賠償請求訴訟が鹿児島地方裁判所に提起され、上記の告訴に先立って原告勝訴が確定している。

4 元署長は平成19年2月21日、踏字事件に関する本部長注意処分を受けた後、同年2月26日、定年退職（以下「本件退職」という。）した。

5 同年3月13日から同月15日にかけて、元署長ほか25名の鹿児島県警察の同年2月分の退職者に対する退職手当の支給にかかる支出負担行為・支出命令が行われ、県警本部長は総額金6億8025万3859円の支出命令を行った。

6 同年3月23日、県費から退職手当の支給を受けた。（以下「本件支給」という。）

第2 本件支給は違法である。

1 定年退職

（1）地方公務員の定年に関する事項を定めた地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の2は、「職員は、定

年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月31日までの間において、条例で定める日（以下「定年退職日」という。）に退職する。」と規定している。これを請けて、鹿児島県の地方警察職員の定年につき定めた「鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例」（昭和59年 3 月31日条例、第31号）第 2 条は「警察職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月31日に退職する。」と定めている。

- (2) 上記の条例の規定に従えば、鹿児島県地方警察職員が退職する場合、その退職日が、各年度の 3 月31日であるものに限り、これを定年退職として取り扱うことができる。

2 退職手当の額

- (1) 自治法は、いわゆる給与条例主義を採用しており、退職手当の支給は「…いかなる給与、その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには…支給することができない。」（自治法第204条の 2）との規定に従う。

- (2) 上記の規定を請けて、鹿児島県における地方警察職員の給与等の支給額、支給方法等について定める条例である「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）第11条は、「職員が退職したときは、退職手当を支給する。2 退職手当の支給については、別に条例で定める。」との規定を置き、退職手当の支給額、支給方法等についての定を、別の条例に委任している。

- (3) 上記の規定を請けて、鹿児島県における地方警察職員の退職手当の支給額、支給方法等については「鹿児島県地方警察職員退職手当支給条例」（昭和29年 7 月 2 日、条例第37号）が定められている。同条例第 2 条は「退職手当の支給の範囲、額、支給方法、勤続期間の計算等については、県職員の例によるものとする。」と定め、県職員に関する同旨の条例である「鹿児島県職員退職手当支給条例」（昭和28年10月31日、条例第54号、以下「退手条例」という。）の準用を定めている。

- (4) 退手条例では、第 2 条において支給の対象となる者の範囲、支給日等を定めた上、第 2 条の 2 において、退職手当は「基本額に調整額を加えて得た額」と定めている。そして、第 3 条から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 3 までにおいて、勤続年数別、退職の事由別に基本額の計算方法が定められている。

- (5) 本件退職にあつては、元署長の勤続年数が公にされていないが、同人の年齢その他各般の情報からして、それは37年程度と推定される（証拠上、35年以上と認められる）から、ここでは仮に、上記の勤続年数として検討を進める。

- (6) 同人が勲奨を受け、整理により、または職が廃されたことなどにより退職したものではなく、通勤や業務上の災害に起因する傷病により退職したものでもないことは、一連の経過から明白と思われるので、ここで検討すべき退職事由は、次のものに限られる。

- ① 自己都合退職者（退手条例第 3 条第 1 項）→退手条例規定の給料月額額の 49.9 倍が基本額となる。

- ② 25 年以上勤続して法律の規定に基づく任期を終えて退職した者（退手条例第 5 条第 1 項）→退手条例規定の給料月額額の 57.7 倍が基本額となる。

- ③ 25 年以上勤続した者で定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（退手条例第 5 条第 3 項）→②と同額。

- (7) 本件退職は前記 1 でみたとおり、法律の規定（による委

任を受けた条例の規定）に定められた任期である「定年に達した日以後における最初の 3 月31日」を待たずになされしており、上記の②には該当しない。この点、県警本部及びその発表を請けた報道各社の報道では本件退職を「定年退職」としているが、これは上記のとおり誤謬であると思われる。正確には、退職手当の支給上、自己都合退職扱いではなく、定年退職と同一額の支給を受ける、退手条例第 5 条第 3 項の適用を受ける退職ということであろう。

- (8) そこで本件退職の同条項への該当性を検討する。まず、本条例にいう「非違」の意義を明らかにすることを要する。

- (9) 本人の責に帰すべき何らかの行為や、事態の出来に起因して本人の意に反して職を失う、すなわち、懲戒免職、排斥理由（地公法第16条各号に該当）の発生による失職、同盟罷業、怠業その他の法定禁止争議行為による免職が「非違により退職」に該当することは疑いないが、退手条例における「非違により退職」はこれらのみを指すものではない。

本条例において他に「非違」の語が用いられている箇所である第 8 条は、次のように定めている。（関係する第 2 項までを掲げる。）

第 8 条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 地公法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 地公法第28条第 4 項の規定により失職（地公法第16条第 1 号に該当する場合を除く。）した者
- (3) 地公法第37条第 2 項の規定に該当し退職させられた者

2 一般の退職手当のうち、第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第 3 条第 1 項及び第 5 条の 2 の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で知事が人事委員会と協議して定めるもの

上に掲げた退手条例第 8 条第 2 項第 2 号の二重下線部分を文理解釈すれば、前項各号に掲げる者、すなわち、懲戒免職、失職、同盟罷業、怠業その他の争議行為による免職以外に「非違により退職」する者の存在が予定されている。そして、同、一重下線部分によれば、退職手当の支給上「非違により退職」した者に該当するか否かは知事と人事委員会とが協議して定める事項であるとされ、この点を定めた鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年 3 月30日、規則第21号）第 1 条の 9 は「条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する知事が人事委員会と協議して定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して 3 月前までに当該非違を原因として地公法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。」

- (11) そこで次に、上記の「これに準ずる処分」の意義が問題となろう。「これに準ずる処分」の意義は法文のみからは必ずしも明らかでないが、地公法の規定による懲戒処分に

該当しないものの、その者の非違を譴責する趣旨で、上級職階者の指揮監督権限の発露として行われる完結的意思表示、具体的には、訓告、嚴重注意、注意（以下「注意等」という。）などがこれに当たるものと解される。

社会一般の観念においては、地公法上の懲戒処分に該当するか否かが認知されている例は、むしろまれで、地公法上の懲戒処分と注意等とは、程度に差がある連続体と観念されているし、地方公共団体の内規においても、注意等を併せて「懲戒処分等」と称して一体的運用を行っている例が多数存在する。また、注意等以外に「これに準ずる処分」に該当するものを観念することはできない。

- (12) 非違により退職した者への該当如何で、退職手当の基本額の計算方法に差異があるばかりでなく、既に条文を引用のとおり、非違により退職した者には、退手条例第8条第2項第2号の規定に基づき、退職手当中、調整額の支給が制限される次第となる。

3 違法支給

- (1) 本件退職は踏字事件の不詳事（非違）にかかる本部長注意処分の後、日を置かずなされておき、引責辞任を窺わせるに充分である。同処分は地公法第29条の規定による懲戒処分には該当しないが、非違に対する処分であることに疑いの余地はなく、鹿児島県職員退職手当支給規則第1条の9にいう「これに準ずる処分」と解される。
- (2) 加えて本件退職は、自ら捜査の指揮に当たった志布志事件の全員無罪判決という深刻かつ重大な結果を踏まえて、わずかその3日後になされておき、将来のさらなる懲戒処分等を予想して、これを免れる目的に出でなされたのではないかと強く疑われる。
- (3) 現に、同判決を請けて平成19年2月27日、国家公安委員長が「当時の捜査について検証する必要がある」との認識を示し、捜査を指揮した幹部の懲戒処分の必要性についても言及し（平成19年2月21日付、本部長注意は踏字事件にかかるものであり、この言及が、別途の処分の必要性についてなされていることに留意あられたい。）ている。
- (4) このような場合、「非違によることなく退職した者」への該当性の検討は、通常の場合にも増して慎重かつ厳正に行われるべきである。懲戒に関する事項は任命権者の専権事項とはいえ、踏字事件にかかる本部長注意処分は、余りにも軽きに失したものであるのではないかとこの強い社会的非難を浴びており、同処分が地公法第29条の規定による懲戒処分に該当しないのにことよせて、非違なく任期を全うした者と同額の退職手当を支給する結果を招く、「非違によることなく退職した者」への該当を安易に認定することは、社会一般の正義の観念に対する、極めて重大な挑戦と評さなければならない。
- (5) しかるところ、本件支給は敢えて「非違によることなく退職した者」に対して適用される退手条例第5条第3項により計算した基本額を以ってなし、他方、同条例第8条第2項に基づく調整額の制限に違反してなされたものであり、退手条例の上記各条項に違反する違法なものである。

第3 裁量権の消極濫用

1 一時差止条項

- (1) 退手条例第11条の2第1項は「任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取し

た事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差止めることができる。」と定めている。

- (2) 本件退職が踏字事件にかかる告訴の後に行われたものであるとの事実は前記のとおりである。当該告訴で犯人とされているのはD警部補ではあるが、捜査の進展次第では、同警部補を指揮した元署長に、間接正犯として訴追が及ぶ蓋然性がある。
- (3) 加えて志布志事件に関しても、これが全くの捏造ということになれば、刑法第193条、同194条による訴追を元署長が受けることとなる高度の蓋然性がある。現実に関係者による告訴の準備が進行中である。

- (4) 前掲の一時差止条項によれば、差止をするかどうか、及び犯罪の存否の認定はそれぞれ任免権者の裁量事項ではあるが、同条項の二重下線部分の文理解釈によれば、上記裁量権は当事者からの「聴取若しくは調査」（以下「聴取等」という。）により判明した事項・事実に基づき行使することが予定されており、聴取等の必要性がある事案につき、聴取等を実施しないまま、犯罪の存否の認定を行うことまでも任免権者の裁量権として許容していると解することはできない。

2 聴取等の実施の必要性

- (1) 本件退職にあつては、前記の各事情を勘案すれば、聴取等の実施の必要性は明白である。
- (2) 既述の国家公安委員長声明に従って県警本部では志布志事件の捜査経過の検証調査を開始、現在も同調査は続行中とされている。

3 小括

そうすると、翻って、本件支給に先立って、必要な聴取等が尽くされていなかったとの事情は明白であつて、本件支給は、一時差止の要否判断にかかる聴取等を全く経ず、ないしは、これらを尽くさず、支給の一時差止の要否判断を回避したまま行われたというものであり、支出命令者である県警本部長には、裁量権の消極的濫用の違法がある。

第4 関係両名への請求及び命令の法律上の根拠

1 本件支給は無効

- (1) 本件支給は、退手条例の規定に違反する違法なものであるほか、県警本部長の違法な裁量権の消極的濫用の結果なされたものである。
- (2) 自治法第1条第16項前段は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定め、同条第17項は「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」と規定している。
- (3) したがって、本件支給は上記の規定により無効である。

2 不当利得

- (1) 本件支給が無効であることは上記のとおりであるから、元署長による退職手当の受給は、法律上の原因なき利得にほかならず、民法第703条の規定に基づき、利得者である元署長がその全額を鹿児島県に返還する義務を負う。
- (2) 現在の段階では、利得者につき悪意を窺わせる事実関係は見出せないから、民法第704条の規定に基づく付利は、これを求めない。

3 法令遵守義務等違反

(1) 県警本部長は鹿児島県警察本部長の職にあり、地方公務員法第32条の規定により、法令及び条例を遵守すべき義務を負い、法令の規定やその立法趣旨に従って、常に自己の所掌事務を遂行すべき注意義務を負う。

(2) しかしながら県警本部長は、自らに与えられた裁量権を消極的に濫用して、聴取等を全く経ず、ないしは、これらを尽くさないまま、加えて、本件支給が退手条例の規定に適合しないことを看過するとの重大な過失に基づき、本件支給にかかる支出負担行為、および支出命令をなし、以って元署長への退職手当支給額の、違法・無効な公金の支出を鹿児島県になさしめ、同支出額の財産上の損害を同県に与えた。

(3) よって、県警本部長は、民法第709条の規定に基づき、同損害額を賠償する責を負うところ、同人は自治法第243条の2第1項第1号に該当し同条項本文後段に規定の職員に当たるため、故意又は重過失の存在を要件として、職務命令たる賠償命令の対象とすることができる(自治法242条の2第1甲第4号但し書き参照)。

3 不真正連帯債務

なお、元署長は退職手当として受給した金員全額の返還義務を負う一方、県警本部長はこれから独立して、同額の支給総額全額の賠償義務を負うが、鹿児島県に二重の財産上の損害が生じたものではないから、両者は法律上、不真正連帯債務の関係にある。

第5 結論

以上により、請求の趣旨記載の勧告を求める。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成19年8月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求の内容について次のような補足説明があった。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 監査請求書の記載においては、本件退職手当の支給が、鹿児島県職員退職手当支給条例(以下「退職手当条例」という。)第5条第3項の適用を受けてなされたものとして論を進めているが、その後さらに同条例の内容を精査したところ、本件退職手当の支給はこの条文を直接適用したものではなく、この条文を適用して支給額を計算した上、他方、平成18年4月改正前の旧条例の規定を、改正時の給料月額に適用して計算した支給額とこれとを比較して、多額となる方を支給するという、平成18年3月28日、改正附則第2条第1項の規定を適用の結果、改正前旧条例の規定により計算した額を以て支給額としたものであることが判明したので補正する。

(2) 鹿児島県職員退職手当支給規則(以下「退職手当規則」という。)第1条の9に規定の「…又はこれに準ずる処分を受けたものとする。」の見解について、総務部人事課に問い合わせたところ、「地方公務員法(以下「地公法」という。)の適用を受けない職員が、他の法令の規定に基づき地公法上の処分と実質的に同様な処分を受けたとの意味で、現在は、この条文の適用対象となる者は存在せず、将来の公務員制度改定を視野に入れて改正したものである。」との説明であったが、退職手当条例において適用が全く予定されていない「地公法の適用を受けない職員」に関する規定が下位規定である退職手当規則の条文に存在するはずはなく、総務部人事課による「これに準ずる処分」の説明

は、全く合理性を欠いたもので、到底、採用できない。

(3) 仮に本件退職手当の支給が退職手当条例に違反するところがないにしても、元署長からの退職願を何らの留保もないまま、速やかに受理したのは、違法に裁量権を逸脱した行為であり、これを前提としてなされた本件退職手当の支給もまた、違法であるとの指摘を免れない。

2 監査の対象

請求の要旨から、次の事項を監査の対象とした。

(1) 元署長に対する退職手当の支給は、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か。
(2) 退職手当の支給の一時差止めを行わなかったことは、県警本部長の裁量権の消極的濫用に当たるか否か。

3 監査の対象機関

監査は、鹿児島県警察本部(以下「県警本部」という。)を対象として実施した。

4 関係人調査の対象機関

関係人調査は、総務部人事課を対象として実施した。

第3 監査の結果

1 元署長に対する退職手当

(1) 元署長の退職の経緯

元署長は、次の手続きを経て退職している。

平成19年1月22日 退職願提出
平成19年2月19日 警務部付発令
平成19年2月26日 辞職承認発令

元署長は、県警本部が平成19年春季定期人事異動を例年より早めに実施(平成19年統一地方選挙に対する取締体制の早期確保を図るため)することとしたことから、1月22日に退職願を提出し、2月26日付けて退職している。

(2) 元署長への退職手当の支給

元署長への退職手当は、次の手続きを経て支給されている。

平成19年3月9日 退職手当条例に基づき退職手当支給額を決定
平成19年3月13日 退職手当の支出負担行為・支出命令を起票
平成19年3月15日 退職手当の支出負担行為・支出命令を決裁
平成19年3月23日 退職手当を県会計課が支出

2 警察職員の懲戒処分等と退職手当の関係

(1) 警察職員の懲戒処分等

警察職員の懲戒処分等については、地公法第29条に基づく「懲戒処分」と懲戒処分に至らない「監督上の措置」があり、任命権者がその処分を行うに当たっては、警察庁の示した「懲戒処分の指針」を参考にして、対象となった職員の行為について、動機、態様、結果、他の職員及び社会に与える影響等を総合的に考慮することとされている。

ア 警察職員の懲戒処分

警察職員の懲戒処分には、免職、停職、減給及び戒告の4種類がある。

イ 警察職員の監督上の措置

警察職員の監督上の措置には、訓戒処分及び注意処分の2種類がある。

(ア) 訓戒処分

規律違反が軽微で、懲戒処分を要しないとき

(イ) 注意処分

規律違反が軽微で、懲戒処分、訓戒処分を要しない

とき

(2) 退職手当の支給制限

ア 退職手当の支給制限（退職手当条例第8条第1項）

地公法に定める懲戒免職の処分を受けた者、失職した者及び争議行為等により退職させられた者に対しては、退職手当は支給しない。

イ 退職手当の調整額の支給制限（退職手当条例第8条第2項第2号及び退職手当規則第1条の9）

その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として懲戒処分（懲戒免職処分を除く）又はこれに準ずる処分を受けたものには、退職手当の調整額は支給しない。

(3) 元署長の処分

元署長は、損害賠償請求訴訟（平成16年（ワ）第263号）に関連して、次の処分を受けている。

ア 処分年月日

平成19年2月21日

イ 処分の内容

本部長注意処分

ウ 処分理由

部下職員による職務執行不適切事案に関する監督責任当該本部長注意処分については、部下職員による職務執行不適切事案の監督責任に関する監督上の措置として、任命権者の裁量権の範囲で行われたものである。

なお、任命（懲戒）権者が行う懲戒処分については、最高裁判決（昭和52年12月20日、平成2年1月18日ほか）において「地方公務員につき地公法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、平素から庁内の事情に通曉し、職員の指揮監督の衝に当たる任命（懲戒）権者の裁量に任されている」との判断が示されている。

3 退職手当条例等の解釈

(1) 「非違によることなく退職した者」等

退職手当条例第5条第3項は、国家公務員退職手当法（以下「退職手当法」という。）第5条第2項に準じて定められた規定である。

国においては、退職手当法第5条第2項に規定する「非違によることなく退職した者」とは、「当該退職の事由が本人の落度によることなく退職した者」と解されており、本県においても同様に解されている。

なお、「公務員の退職手当法詳解（第4次改訂版）」によれば、「職員の退職がその者の非違によることなくされたものであるか否かの判断は、任命権者に委ねられている」とされている。

また、退職手当規則第1条の9は、退職手当法施行令第9条の5に準じて定められた規定である。

国においては、退職手当法施行令第9条の5に規定する「これ（懲戒処分）に準ずる処分」とは、「国家公務員法（以下「国公法」という。）の適用を受けない職員が、他の法令の規定によりこれらに規定する国公法の実質的に該当する場合をいう」と解されており、本県においても国公法を地公法に読み替えて同様に解されている。

(2) 退職手当の支給の一時差止め

退職手当条例第11条の2は、退職手当法第12条の2に準じて定められた規定である。

国においては、退職手当法第12条の2に規定する「…で

あって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき」とは、「当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たる場合」と解されており、本県においても同様に解されている。

4 請求人の主張に対する検討

(1) 請求人は「元署長に対する本部長注意処分は、地公法第29条の懲戒処分には該当しないが、非違に対する処分であることに疑いの余地はないにもかかわらず、退職手当は、非違によることなく退職した者に対して適用される基本額が支給されており、これは退職手当条例に違反する違法なものである。」と主張している。

そこで、元署長は「非違によることなく退職した者」であるか否かについて検討する。

「非違によることなく退職した者」であるか否かについては、第3の3の(1)のとおり任命権者にその判断が委ねられている。元署長については、鹿児島県地方警察職員の定年等に関する条例により本来ならば平成19年3月をもって定年退職となるところ、第3の1の(1)のとおり他の所属長級の退職予定者10名と同様に平成19年1月22日辞職願を提出し、同年2月26日付けで退職をしており、その退職については、任命権者において定年退職に準ずる退職と捉えられている。

このことは、すなわち、任命権者である県警本部長が、元署長を「非違によることなく退職した者」とであると判断したものと思料される。

(2) また、請求人は「退職手当規則では、地公法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたものには、退職手当の調整額は支給しないとしているが、元署長に対する本部長注意処分は、これに準ずる処分と解されるにもかかわらず、退職手当の調整額が支給されており、これは退職手当規則に違反する違法なものである。」と主張している。

そこで、退職手当条例及び退職手当規則に規定されている退職手当の調整額について検討する。

退職手当の調整額については、退職手当条例及び退職手当規則において、第3の2の(2)のイのとおり規定されているが、前述したとおり元署長は、「非違によることなく退職した者」とであるとされていることから、退職手当の調整額の支給制限を受けないものではない。

なお、退職手当の調整額については、退職手当条例附則（平成18年3月28日条例第8号）第2条第1項の経過措置により、元署長には支給されていない。

(3) さらに、請求人は「元署長に対する退職手当の支給は、一時差止の要否判断に係る聴取等を全く経ず、ないしは、これらを尽くさず、支給一時差止の要否判断を回避したまま行われたというものであり、支出命令者である県警本部長には、裁量権の消極的濫用の違法がある。」と主張している。

そこで、元署長に対する退職手当の支給の一時差止めを行わなかったことに関し、県警本部長に裁量権の消極的濫用があったか否かについて検討する。

退職手当の支給の一時差止めについては、退職手当条例第11条の2において、「任命権者は、退職した者に対しま

だ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。」と規定されている。

元署長については、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して逮捕されたことはなく、また、これまでなされた県警本部の事実確認においても犯罪があると思料するに至る事実はないとされていることから、任命権者である県警本部長が元署長の退職手当の支給の一時差し止めを行うことはできないと判断されたものと理解され、その判断が妥当性を欠いたものであるとは思われない。

なお、請求人は「元署長からの退職願を何らの留保もないまま、速やかに受理したのは違法に裁量権を逸脱した行為である」と陳述しているが、元署長からの辞職願については、任命権者である県警本部長が当該職員の意思や権利等を考慮し、その裁量の範囲で受理したものであると思料される。

第4 判断

監査の結果は上記のとおりであり、元署長に対する退職手当の支給は違法又は不当な公金の支出に該当しないこと、また、退職手当の支給の一時差し止めを行わなかったことは県警本部長の裁量権の消極的濫用には該当しないことから、請求人の措置請求には理由がない。